

分類記号	4-8-1
------	-------

20 高教学第 1940 号

平成 21 年 3 月 21 日

高知市立小・中学校長 様

高知市教育長

学校における携帯電話の取扱い等について（通知）

平素は、児童生徒の健全育成、非行防止につきまして、格別のご尽力をいただき感謝申し上げます。

さて、うえのことについて、文部科学省初等中等教育局長から高知県教育長を通じ、別添（写）のとおり通知がありました。

児童生徒の学校における携帯電話の取扱いに関する方針等については、既に「児童生徒が利用する携帯電話等をめぐる問題への取組の徹底について（通知）」（平成 20 年 8 月 20 日付け 20 高教学第 890 号）にて通知しているところです。

高知市教育委員会としては、学校における教育活動に携帯電話は必要ないと考えており、小・中学校においては、学校への児童生徒の携帯電話の持ち込みについては、原則禁止といたします。

しかしながら、携帯電話を緊急の連絡手段とせざるを得ない場合や、その他やむを得ない事情がある場合は、保護者からの申し出により、持ち込みの許可を申請させることで、例外的に持ち込みを認めることといたします。

つきましては、貴職所属教職員へ周知くださるとともに、携帯電話の所持及びその使用について児童生徒への適切な指導をお願いします。

高知市教育委員会 学校教育課

（担当：田邊）

電 話：8 2 3 - 9 4 7 9

F A X：8 2 3 - 9 9 2 6

分類記号	4-8-1
------	-------

20 高教学第 1940 号

平成 21 年 3 月 21 日

高知商業高等学校長 様

高知市教育長

学校における携帯電話の取扱い等について（通知）

平素は、児童生徒の健全育成、非行防止につきまして、格別のご尽力をいただき感謝申し上げます。

さて、うえのことについて、文部科学省初等中等教育局長から高知県教育長を通じ、別添（写）のとおり通知がありました。

児童生徒の学校における携帯電話の取扱いに関する方針等については、既に「児童生徒が利用する携帯電話等をめぐる問題への取組の徹底について（通知）」（平成 20 年 8 月 20 日付け 20 高教学第 890 号）にて通知しているところです。

高知市教育委員会としては、学校における教育活動に携帯電話は必要ないと考えており、高等学校においては、時間帯により携帯電話の使用を禁止したり、学校内での携帯電話の使用を一律に禁止したりするなど、学校及び地域の実態を踏まえ、学校での教育活動に支障が生じないよう校内における生徒の携帯電話の使用を制限するようお願いいたします。

つきましては、貴職所属教職員へ周知くださるとともに、携帯電話の所持及びその使用について生徒への適切な指導をお願いいたします。

高知市教育委員会 学校教育課

（担当：田邊）

電 話：8 2 3 - 9 4 7 9

F A X：8 2 3 - 9 9 2 6

分類記号	4-8-1
------	-------

20 高教学第 1940 号

平成 21 年 3 月 21 日

高知市立養護学校長 様

高知市教育長

学校における携帯電話の取扱い等について（通知）

平素は、児童生徒の健全育成、非行防止につきまして、格別のご尽力をいただき感謝申し上げます。

さて、うえのことについて、文部科学省初等中等教育局長から高知県教育長を通じ、別添（写）のとおり通知がありました。

つきましては、貴職所属教職員へ周知くださるとともに、貴校の児童生徒の状況を踏まえ、携帯電話の所持及びその使用について適切な指導をお願いします。

なお、別添（写）の通知は、高知県教育長から各県立特別支援学校長に通知されていることから、貴校へも通知するものです。

高知市教育委員会 学校教育課

（担当：田邊）

電 話：823 - 9479

FAX：823 - 9926